

社会福祉法人福寿会が経営する

指定短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第一条 社会福祉法人福寿会が設置経営する、指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定短期入所生活介護事業者が一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある高齢者を入所させ適正な事業を提供することを目的とする。

(基本方針)

第二条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

2 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に短期入所生活介護サービス（以下「短期入所サービス」という。）を提供する。

3 事業の実施にあたっては居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、事業の提供の開始前から終了後の至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるように努める。

(運営方針)

第三条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止、痴呆状況等心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を行う。

2 短期入所サービスを4日以上連続して入所する利用者には、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的ものとならないよう配慮して行う。

3 利用者またはその家族に対し、サービスの内容、提供方法について分かりやすく説明する。

4 短期入所サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。なお、緊急やむを得ず行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

5 自ら提供する短期入所サービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

(事業所の名称等)

第四条 この事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

事業所名	ケアハウス剣崎
所在地	白山市剣崎町 1488 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第五条 事業所に勤務する職種及び員数は、次のとおりとする。

事業所名	ケアハウス剣崎
1. 管理者	1 人
2. 医師	1 人（嘱託医）
3. 生活相談員	1 人
4. 介護職員	5 人以上
5. 看護職員	1 人
6. 管理栄養士(栄養士)	1 人
7. 機能訓練指導員	1 人

※上記の職員数は国の配置基準を満たした法人独自の基準である。

2 職員の職務内容は次のとおりとする。

一 管理者

管理者は事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 医師

利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

三 生活相談員

生活相談員は、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者など他の関係機関との連絡等、必要な処理を行う。

四 介護職員

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介助を行う。

五 看護職員

看護職員は、利用者の健康状態を常に把握し、事業所内のサービス利用に際して必要な処置を行う。

六 管理栄養士

管理栄養士は、利用者の病状、心身の状況等の把握に努め食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。

七 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むに必要な心身機能の減退防止のための機能訓練等を行なう。

(利用定員)

第六条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

事業所名	ケアハウス剣崎
定員	13人

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第七条 事業の内容は次の通りとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、基準額から介護事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 一、短期入所介護計画の策定
- 二、介護
- 三、食事の提供
- 四、機能訓練
- 五、健康管理
- 六、相談及び援助
- 七、送迎

2 事業所は法定代理受領サービスに該当しない事業を提供した場合は、その利用者から費用を徴収するほか次の各号に掲げる費用の額を徴収する。

- 一、滞在に要する費用 別紙のとおり
- 二、食事の提供に要する費用 別紙のとおり
- 三、理美容代

調髪シェービング 実費

調髪のみ 実費

四、日用品費 1日 実費

五、テレビ電気代 1日 50円

六、特別な食事

利用者が特に希望した特別な食事 実費

七、レクリエーション・クラブ活動・行事等必要となる諸経費

材料費等の実費をいただくことがあります。

八、その他 事業所によって特別に徴収するもの

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 事業者は本条2項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

(ハラスメント等行為への対応)

第八条 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつハラスメント対策のため、次の措置を行う。

- (1) 利用者又はその家族等から職員に対するハラスメント等に対する指針の周知
- (2) 職員からの相談に応じ、適切に対処するための体制
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(短期入所生活介護計画の作成)

第九条 事業所は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所サービスの提供の開始前から終了後に至るまでサービスの目標及びその達成時期、サービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得る。また、当該計画を利用者に交付する。

(通常の送迎の実施地域)

第十条 通常の事業の実施地域は、白山市及び、野々市市及び川北町の区域とする。

(秘密保持)

第十一条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、必要があつて利用者又はその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ利用者又はその家族から文書により同意を得る。

(苦情の処理)

第十二条 事業所は短期入所サービスに関わる利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対処するため苦情を受け付けるための窓口を次のとおり設置する。

- 一 窓口 生活相談員による受付
- 二 担当部署 管理部門

- 2 事業所は短期入所サービスに関し、法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問若しくは紹介に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合は指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 事業所は利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、利用者及びその家族からの苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。また、市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあつたときは、改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(虐待防止に向けた体制等)

第十三条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。
また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- 2 当事業所では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- 3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システム等を用いて実施する。
- 4 職員は、年2回以上、テレビ会議システム等を用いて虐待発生の防止に向けた研修を受講します。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに白山市役所等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、白山市役所等関係者に報告を行い、再発防止に努めていきます。

(衛生管理等)

第十四条 利用者の使用する食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

(緊急時における対応方法)

第十五条 事業を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第十六条 短期入所サービスの提供中に感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を行う。

- (1) 感染症 予防及びまん延防止のための職員に対する研修及び訓練の実施
- (2) 非常災害 緊急事態に備え関係機関や地域住民との連絡を密にし消防計画等に基づく訓練の実施
- (3) その他 非常時対策のために必要な措置
法人における諸計画による訓練等の実施、指針整備等。

(事故発生時の対応)

第十七条 短期入所サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第十八条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 事業所は、利用者に対する短期入所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- 一．短期入所生活介護計画
- 二．提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三．市町への通知に係る記録
- 四．苦情の内容等の記録
- 五．事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営についての留意事項)

第十九条 利用者は集団生活であることの自覚を持って秩序を保ち、相互の親和を図り、施設管理規程及びその他の定めを遵守し明るい生活を心掛ける。

- 2 職員等の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、その業務体制を整備する。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人福寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附則 この規程は平成12年 4月1日から施行する。
- 附則 この規程は平成13年 4月1日から施行する。
- 附則 この規程は平成14年 4月1日から施行する。
- 附則 この規程は平成15年 4月1日から適用する。
- 附則 この規程は平成17年 4月1日から適用する。
- 附則 この規程は平成17年10月1日から適用する。
- 附則 この規程は平成19年 6月1日から適用する。
- 附則 この規程は平成21年 4月1日から適用する。
- 附則 この規程は平成25年 4月1日から適用する。
- 附則 この規程は平成27年 8月1日から適用する。
- 附則 この規程は平成31年 1月1日から適用する。(平成31年3月15日承認)
- 附則 この規程は令和元年10月1日から適用する。(令和元年12月3日承認)
- 附則 この規程は令和2年4月1日から施行する。(令和2年3月18日承認)
- 附則 この規程は令和2年12月1日から適用する。(令和2年12月4日承認)
- 附則 この規程は令和3年4月1日から施行する。(令和3年3月10日承認)
- 附則 この規程は令和3年4月1日から施行する。(令和3年6月24日承認)
- 附則 この規程は令和3年8月1日から適用する。(令和3年9月15日承認)
- 附則 この規程は令和3年10月1日から施行する。(令和3年9月15日承認)
- 附則 この規程は令和5年4月1日から適用する。(令和5年6月7日承認)

別紙

費 用 区 分	費 用 の 額
滞在に要する費用	従来型個室 日額 1,171 円 多床室 日額 855 円
滞中に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 従来型個室 日額 320 円 多床室 なし 第2段階認定者 従来型個室 日額 420 円 多床室 日額 370 円 第3段階①②認定者 従来型個室 日額 820 円 多床室 日額 370 円
食事の提供に要する費用	朝食 295 円 昼食 650 円 夕食 500 円
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 日額 300 円以内 第2段階認定者 日額 600 円以内 第3段階①認定者 日額 1,000 円以内 第3段階②認定者 日額 1,300 円以内